

イツにおける1968年度の年金支出総額は約82億マルクであるが、老齢年金受給者の増加および新しい年金原則の適用によって、1970年度にはそれは91億マルクを越えるものと見られている。また、このため、年金給付に対す

る国庫負担金は、年間約54億マルクに達する。

Die Rentenreform der DDR, *Arbeit und Sozialpolitik*, Juni 1919, ss. 187~190.

(石本忠義 健保連)

国連の厚生大臣会議の勧告



1968年9月8日から12日まで、国連主催によるはじめての厚生大臣会議がニューヨークの国連本部で開催された。

この会議には、61名の厚生大臣を含む96カ国からの代表とオブザーバーが出席し、また国連機関および民間機関の代表、オブザーバーも参加して総勢350名が出席した。会議は、各国の努力と国際協力による社会福祉の目標への到達を目指す勧告を採択した。会議の報告は、第23回国連総会に提出され、その後社

会開発委員会、経済社会理事会において詳細な検討が加えられる。

事務総長の挨拶

会議の開発にあたり、ウ・タント事務総長は、各国がその繁栄とより高い生活水準と同時に、正義と生活の質の向上に向かってすみやかに進む道を見出す必要を強調した。総会および経済社会理事会で行なわれた決議は、国の開発に関連して、社会の進歩を図る

政策のための一貫した原則をたてたことを事務総長は述べた。これらの決議は、社会の進歩はすべての開発の究極目標であり、また緊急の関心事であることを再確認したのであった。また人的資源の活用対策について述べ、とくに労働者の健康、福祉、安全、変動する生活および労働条件への適応の問題についてふれ、また、国の開発に婦人が参加することを妨げる障害を除く対策、若い世代を活動的な意義深い成人の生活に向って準備させる対策、学校の外、職場の外にある人びとも含めて、若者のエネルギーを建設的な仕事に振り向ける対策を強調した。

会議の勧告

会議は、「国の開発における社会福祉」「社会福祉に対する政府の責任」「社会福祉のための人的資源に関するニードの充足」「社会福祉における国際協力」の4つの議題について行なわれ、勧告を採択したのであって、主な勧告の大要は次のとおりである。

■総合開発計画には、その欠くべからざる内容として社会福祉活動を含めるべきである。

社会福祉活動は、国の計画や政策が、真に国民のニーズや熱望にこたえるものとなるように導き、不当な遅延なしに緊急な社会的問題を緩和し、社会のより大きな崩壊を防ぎ、国の開発の各段階で生じる恩恵をより公平に人びとに分つことを得させるものである。

政府は、社会福祉の政策および事業を効果的に発展させるため、国および地方公共団体、民間団体、また国民自身が共に努力するようリーダーシップを取らなければならない。

社会福祉の遂行に必要なすべての段階の資格あるワーカーを配置することに、政府は重要な関心を払うべきである。

また社会福祉の基本的原則と地域の基準を定めるべきである。それは各国が社会福祉分野における自国の成果を評価するのに役立つであろう。また、国々がその経験や、社会福祉のための共通の関心を分かち合う機会を広げるべきである。

経験や知識の世界的交流を目指す活動と、共通の問題を調査したり、共通のニーズにこたえる活動との間により緊密なつながりを作

るために、社会福祉における地域的協力の新しい方法について力を入れ、研究すべきである。

国連関係の多くの団体の社会福祉への積極的な関心と参加、また国際的な協力活動の必要性から、社会福祉における国連のリーダーシップは重視され、強められるべきである。

ICSW, IASSW, IFSWの参加

ICSW (International Council on Social Welfare) 国際社会福祉協議会、IASSW (International Association of Schools of Social Work) 国際社会事業学校連盟、IFSW (International Federations of Social Workers) 国際ソーシャルワーカー連盟は、この会議に参加し、代表は総会、専門委員会に出席した。この会議において1968年8月、フィンランドにおける、第14回国際社会福祉会議でこれら3団体の代表によって作成され、採択された声明文が配布され、多大の関心を集めた。声明文の中の多くの点が会議の報告の中に述べられており、また勧告の中にもその影響が見られる。以下は声明文の概要である。

声明文

1. 国際社会福祉協議会は、48の国内委員会と19の国際団体を会員とし、社会福祉のあらゆる分野、層を代表する。本団体は、人間としての充実さの促進、個人のもつ可能性の完全な開花、人間の尊厳に対する努力のうちに、社会福祉に関係する政府、民間団体の代表、専門家、ボランティア、関連分野の専門家を結び合せるのである。

2. 本団体は、社会問題、ニーズと依存の性質、すべての人びとのための自由という条件の中での経済・社会保障の意味、社会福祉の方法とサービスの改善などに対する理解に寄与するものである。隔年に開催される会議のための各国の報告書は貴重な情報や研究の資料である。

3. 国際社会福祉協議会は、政府の引き受けるべき社会福祉の責任を認めると同時に、ボランティアの自発的努力やイニシアティブにおける従来からのその生き生きとした役割りを認めるものである。

4. 各国において、社会福祉に対する責任の

所在は、政府機構の中でそれにふさわしい高い機構段階において明確化されていなければならない。

5. 歴史的、文化的、社会的、経済的、政治的に異なる要素の上にたつ各国それぞれの社会政策の性格は認めながらも、国際社会福祉協議会は、社会福祉の追求は万人に共通な明らかな目標をもつ世界的な関心事であるという前提に立って活動している。それ故、国際協力、および政府、民間、国、国際間のあらゆる段階における交流を進めるものである。

6. 社会福祉政策は、社会開発の要件に欠くべからざるものであり、国の開発のための総合的経済・社会開発に欠くことができない。

7. 社会事業の役割りの拡大と、変動、発展における人間的要素の重要性の認識に伴い、社会福祉は単に改善、救済にとどまらず、ダイナミックな開発的機能へとその努力を発展させるべきである。

8. 社会福祉遂行のあらゆる面の社会福祉従事者の養成・訓練の重要性を重視すべきである。変動する新たな状況を満たすための改革や試みへの要求が絶えずある。

9. 調査・研究は欠くことのできないものであり、その結果は広く活用できなければならない。調査における協力および連絡・調整、計画や方法論について常に意見の交換が行なわれることが必要である。

10. 変動および開発の双方に係わり合うものとしての社会福祉の重要性にかんがみ、また社会福祉が解決を与え得る大きな問題に対して努力を集中するために、国際社会福祉協議会は、国連の厚生大臣会議に対し、いっそうの国際的リーダーシップおよび社会福祉の水準の向上のために、新たな重要な手段をとることを審議されるよう勧告するものである。

- (1) 国連のもとに、社会福祉専門家の常設諮問委員会を設置すること。
- (2) 社会福祉の調査および訓練のための国連の国際センターおよび地域センターを設置すること。
- (3) この第一回の厚生大臣会議と同様な会議を引き続き定期的を開催することを計画すること。
- (4) 社会福祉の連絡・調整および効果的な事業の遂行のため、やがて国連に社会

福祉専門の機関を設ける必要もあり得ることについて考慮すること。

この国際社会福祉協議会による声明文は、社会事業および社会福祉の教育と実際に携わる人びとのための国際団体である国際社会事業学校連盟、国際ソーシャル・ワーカー連盟の支持と承認を受けたものである。

International Social Work, Recommendations of U. N. Conference of Ministers Responsible for Social Welfare

(山内匡子 国際社会福祉協議会)